

市立病院職員を募集します

平成28年7月1日付採用看護師

対 象	看護師免許をお持ちの方(見込み不可)で、二交代または三交代勤務が可能な方	募集人数	若干名
試験日	5月14日(土)	選考方法	作文・面接試験
申込み	4月8日(金)～22日(金)に履歴書、看護師免許の写し等を特定記録または簡易書留で郵送(消印有効)または市立病院庶務課へお持ちください(土曜・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分)		

平成29年4月1日付採用助産師・看護師

対 象	助産師または看護師免許をお持ちの方(見込み可)で、二交代または三交代勤務が可能な方	募集人数	30人程度
試験日	①5月14日(土) ②6月11日(土)	選考方法	作文・面接試験
申込み	①は4月8日(金)～22日(金) ②は5月6日(金)～20日(金)に履歴書、助産師または看護師免許の写し等を特定記録または簡易書留で郵送(消印有効)または市立病院庶務課へお持ちください(土曜・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分)		

育児休業代替職員(看護師)

対 象	看護師免許をお持ちで、二交代または三交代勤務が可能な方20人程度		
試験日	随時	選考方法	作文・面接試験
申込み	随時受け付けます。市販の履歴書、看護師免許証の写し、最終学校の卒業証明書および成績証明書を特定記録または簡易書留で郵送するか、市立病院庶務課へ直接お持ちください(土曜・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分) *雇用期間は3年程度ですが、その間に正規職員の採用試験を受験し、合格することで正規職員になることができます		

任期付短時間勤務職員(看護師)

対 象	看護師免許をお持ちで、週30時間程度(時間は指定)の勤務が可能な方10人程度		
試験日	随時	選考方法	作文・面接試験
申込み	随時受け付けます。市販の履歴書、看護師免許証の写し、最終学校の卒業証明書および成績証明書を特定記録または簡易書留で郵送するか、市立病院庶務課へ直接お持ちください(土曜・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分) *任期は1年程度ですが、延長する場合があります		

詳しくは募集要項をご覧ください。募集要項は、市立病院庶務課、市役所総合受付、人事課(本庁舎2階)で配布するほか、市立病院ホームページから印刷できます。
*院内保育室を開設しています
*このほか、臨時職員(看護師)も随時募集しています。詳しくは下記へ
問市立病院庶務課(☎343-8577東越谷10-47-1) ☎965-4562

離職中の看護職の方は、届出が必要です

法律改正により、看護職の資格をお持ちで就業していない方は埼玉県ナースセンターへ届出が必要になりました。転居や出産育児等で離職した方は届出をお願いします。
《届出方法》 埼玉県看護協会ホームページの「とどけるん」のページから入力による届出、または下記で詳しくご案内します
問埼玉県ナースセンター ☎048-824-7220



空き店舗の改装費を助成します

問産業支援課 ☎967-4680

市内商店街の活性化を目的に、今年度中に事業を開始する見込みのある方 ③店舗の賃貸借契約を締結している方など。詳しくは募集要項をご覧ください
《対象経費》 空き店舗の外装、内装など改装に係る経費(2分の1以内。上限75万円。女性、40歳未満の方は上限100万円)
《対象》 次の条件をすべて満たす方。①市内商店街の空き店舗で小売業、飲食業、サービス業のいずれかの業種を営もうとする方(一部業種を除く) ②改装工事に着手しておらず、かつ

必要書類、募集要項等は産業支援課(産業雇用支援センター3階)で配布しているほか、市ホームページまたはこしがやiネットから印刷できます

産業財産権取得を支援します

問産業支援課 ☎967-4680

新技術や新製品の保護などを目的に、産業財産権の取得に要する経費の一部を助成します。
《対象経費》 特許権、実用新案権、意匠権、商標権の出願、審査請求、登録等(初回分)に係る経費(2分の1以内、上限10万円)。
*詳しくは、募集要項をご覧ください。予算が無くなりしだい終了します

必要書類等は産業支援課で配布するほか、市ホームページまたはこしがやiネットからも印刷できます

住宅用太陽光発電設備の設置費用を補助します

問環境政策課 ☎963-9183

温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システムの設置費用を補助します。
《対象者》 自ら居住する住宅に設置する市民または平成29年3月31日(金)までに市内に居住予定の方およびマンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する管理組合
*市税等の滞納や建築物等に法令違反がないこと
《補助金の額》 最大出力1キロワット当たり2万円。上限は、戸建て住宅は8万円(4キロワット)、マンションは20万円(10キロワット)
*市内に本店を置く市内業者と

契約を締結し、領収書の発行を受ける場合、補助の上限を10万円(5キロワット)とします
《補助対象設備》 ①太陽電池モジュール認証を受けた未使用品であって、交付決定日以降に着工し、新規に設置をするもの
②29年3月15日(水)までに電力会社と受給契約を結び、余剰電力の買取り契約が結ばれること
《申込み》 5月9日(月)～20日(金)に、申請書に必要書類を添えて直接環境政策課(第三庁舎4階)へ(郵送不可)。申請書は環境政策課で配布しているほか市ホームページから印刷できます

*予定件数は120件程度。期間内に予算を超える申請があった場合、5月25日(水)に公開抽選を行います
*期間内に予算を超えなかった場合は随時受付を行います
《ご注意ください》
○補助金の交付決定前に工事に着工した場合、補助を受けられません
○隣接地に高層建築物が建てられるなど発電量が低下するトラブルや、積雪時の落雪等による危険性が考えられますので、近隣の状況もご考慮ください
○訪問販売等による業者とのトラブルが寄せられていますので、契約の際は情報収集を行い、納得のできる契約をしてください

えせ同和行為を排除しましょう

― 埼玉えせ同和行為対策強化月間 ―

えせ同和行為とは

いかにも同和問題(※)の解決に努力しているように装って、個人、企業、行政機関などに対して、「高額な図書の購入強要」や「寄付金・賛助金の強要」など、「ゆすり」、「たかり」などをする行為のことをいいます。

えせ同和行為は、不当な要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、国民の間に同和問題に対する誤った意識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む大きな要因となっています。これは、同和問題解決

のために多くの人々が積み重ねてきた啓発活動や人権教育の効果を、一挙に覆す許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為をする人が、激しい言葉で不当な要求をしてきても、断固として拒否し、終始毅然とした態度で対応しましょう。その場しのぎの安易な対応は相手に期待を抱かせることになり、結果として同和問題の解決を遅らせることとなります。

※：同和問題とは、「同和地区に住んでいる」あるいは「同

和地区に生まれた」という理由で、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受けるという問題です。これは憲法が保障する「基本的人権」の侵害であり、日本の歴史の中で生み出されたわが国固有の重大な人権問題です。
本市を含む県東部で構成する埼玉12市町では、さまざまな人権問題の解決に向け連携して人権教育・啓発活動を実施しています。
その一環として、毎年4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の解決の妨げとなっている「えせ同和行為の排除」を呼びかけています。
問人権・男女共同参画推進課 ☎963-9119